

議案第10号

石川県教育委員会事務局等組織規則等の一部改正について

1 提案理由

教育委員会内の組織改正等に伴い、以下のとおり関係規程を整備する必要があるため

2 改正規則等

【規則】

- ・石川県教育委員会事務局等組織規則の一部改正
- ・石川県立学校管理規則の一部改正
- ・石川県立能都北辰高等学校練習船運用規則の一部改正

【訓令】

- ・石川県教育委員会文書管理規程の一部改正

【告示】

- ・学校教育活性化推進室の廃止
- ・駐在地の指定

3 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条

4 改正の内容

(1) 組織改正に伴う改正

- ・庶務課内室の「学校教育活性化推進室」を廃止
- ・第50回高校総体準備のためスポーツ健康課の職員を駐在

(2) 事務所の移転に伴う改正

金沢教育事務所の平和町庁舎への移転及び生涯学習センターの本多の森庁舎への移転

(3) 学校再編に伴う改正

高浜高等学校、富来高等学校、能都北辰高等学校及び能登青翔高等学校の廃止による関係規定の整理

改正案

2 ～ 15頁のとおり

5 施行年月日

平成23年4月1日

改正案 現行

（分課の分掌事務）
 第五条 本庁各課の分掌事務は、次のとおりとする。

分課名	分掌事務
企画調整室	1 教育委員会内の政策及び予算の企画調整に関すること。 2 教育委員会内の事務の連絡調整等に関すること。
庶務課	15 略

第六条～第九条 略

（分課の分掌事務）
 第五条 本庁各課の分掌事務は、次のとおりとする。

分課名	分掌事務
企画調整室	1 教育委員会内の政策及び予算の企画調整に関すること。 2 教育委員会内の事務の連絡調整等に関すること。
庶務課	15 略

第六条～第九条 略

改正案

(出先機関の名称、分掌事務等)
 第十条 出先機関の名称、位置、所管区域、内部組織及び分掌事務は次のとおりとする。

名称	小松教育事務所	略	略	略	略
位置	略	略	略	略	略
所管区域	略	略	略	略	略
内部組織	略				
分掌事務	1 所掌事務に係る予算の執行に関すること。 2 市町立小学校及び中学校の教職員及び事務の給与に関すること。 3 市町立幼稚園、小学校及び中学校の教育の指導に関すること。 4 教育調査及び報告に関すること。 5 市町教育委員会との連絡、指導に関すること。 6 その他教育委員会が特に定める事務に関すること。				

第十一条 略
 (教育機関等の名称、分掌事務等)
 第十二条 教育機関等の名称、位置、内部組織及び分掌事務は次のとおりとする。
 一 略
 二 生涯学習センター

名称	石川県立生涯学習センター	位置	金沢市石引四丁目	分掌事務	略
----	--------------	----	----------	------	---

三〇五 略

現行

(出先機関の名称、分掌事務等)
 第十条 出先機関の名称、位置、所管区域、内部組織及び分掌事務は次のとおりとする。

名称	小松教育事務所	略	略	略	略
位置	略	略	略	略	略
所管区域	略	略	略	略	略
内部組織	略				
分掌事務	1 所掌事務に係る予算の執行に関すること。 2 市町立小学校及び中学校の教職員及び事務の給与に関すること。 3 市町立小学校、中学校及び定時制高等学校の教職員及び事務の給与に関すること。 4 市町立幼稚園、小学校及び中学校の教育の指導に関すること。 5 教育調査及び報告に関すること。 6 市町教育委員会との連絡、指導に関すること。 7 その他教育委員会が特に定める事務に関すること。				

第十一条 略
 (教育機関等の名称、分掌事務等)
 第十二条 教育機関等の名称、位置、内部組織及び分掌事務は次のとおりとする。
 一 略
 二 生涯学習センター

名称	石川県立生涯学習センター	位置	金沢市広坂二丁目	分掌事務	略
----	--------------	----	----------	------	---

三〇五 略

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則

石川県教育委員会事務局等組織規則（昭和四十年石川県教育委員会規則第五号）の一部を次のように改正する。

第五条の表庶務課の項中第十六号を削り、第十七号を第十六号とし、第十八号から第二十八号までを一号ずつ繰り上げる。

第十条の表位置の欄中「金沢市広坂二丁目」を「金沢市平和町一丁目」に改め、同表分掌事務の欄第二号中「人事」の下に「及び給与」を加え、第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号から第七号までを一号ずつ繰り上げる。

第十二条第一項第二号の表位置の欄中「金沢市広坂二丁目」を「金沢市石引四丁目」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

石川県教育委員会事務局等組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

石川県教育委員会

石川県教育委員会規則第 号

○石川県立学校管理規則（昭和三十七年一月十一日 教育委員会規則第四号）新旧対照表

改 正 案

現

行

第六条の二 次の表の上欄に掲げる高等学校（以下「連携型高等学校」という。）においては、同表の下欄に掲げる中学校（以下「連携型中学校」という。）における教育との一貫性に配慮した教育を施すものとする。

第六条の二 次の表の上欄に掲げる高等学校（以下「連携型高等学校」という。）においては、同表の下欄に掲げる中学校（以下「連携型中学校」という。）における教育との一貫性に配慮した教育を施すものとする。

2 略	石川県立門前高等学校	連携型高等学校名	石川県立門前高等学校	連携型高等学校名
	輪島市立門前中学校	連携型中学校名	輪島市立門前中学校	連携型中学校名
2 略	石川県立門前高等学校	石川県立富来高等学校	石川県立門前高等学校	石川県立富来高等学校
	輪島市立門前中学校	志賀町立富来中学校	輪島市立門前中学校	志賀町立富来中学校

石川県立学校管理規則の一部を改正する規則

石川県立学校管理規則（昭和三十七年石川県教育委員会規則第四号）の一部を次のように改正する。

第六条の二第一項の表中

石川県立富来高等学校	志賀町立富来中学校
石川県立門前高等学校	輪島市立門前中学校

を

石川県立門前高等学校	輪島市立門前中学校
------------	-----------

に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

石川県立学校管理規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

石川県教育委員会規則第 号

石川県教育委員会

○石川県立能都北辰高等学校練習船運用規則（昭和三十二年四月十七日 教育委員会規則第三号） 新旧対照表

改 正 案	現 行
<p>石川県立能都北辰高等学校練習船運用規則</p> <p>第一条 船加能丸（以下「加能丸」という。）は、石川県立能都北辰高等学校練習船及び石川県立能都北辰高等学校及び石川県立能都北辰高等学校練習船を通じて石川県立能都北辰高等学校及び石川県立能都北辰高等学校を通じて水産に関する技能を習得させ、将来中堅漁業者としての素地を養うとともに、遠洋漁業の指導及び振興をはかることを目的とする。</p> <p>第二条 前条の目的を達成するため左の業務を行う。</p> <p>第三条 漁場の開拓並びに魚族資源に関する調査及び研究</p> <p>第四条 漁獲物の鮮度保持に關する研究</p> <p>第五条 氣象連絡及び航海難救助に關する研究</p> <p>石川県立能都北辰高等学校において処理する。</p>	<p>石川県立能都北辰高等学校練習船運用規則</p> <p>第一条 船加能丸（以下「加能丸」という。）は、石川県立能都北辰高等学校及び石川県立能都北辰高等学校練習船を通じて石川県立能都北辰高等学校を通じて水産に関する技能を習得させ、将来中堅漁業者としての素地を養うとともに、遠洋漁業の指導及び振興をはかることを目的とする。</p> <p>第二条 前条の目的を達成するため左の業務を行う。</p> <p>第三条 漁場の開拓並びに魚族資源に関する調査及び研究</p> <p>第四条 漁獲物の鮮度保持に關する研究</p> <p>第五条 氣象連絡及び航海難救助に關する研究</p> <p>石川県立能都北辰高等学校において処理する。</p>

石川県立能都北辰高等学校練習船運用規則の一部を改正する規則

石川県立能都北辰高等学校練習船運用規則（昭和三十二年石川県教育委員会規則第三号）の一部を次のように改正する。

題名中「石川県立能都北辰高等学校」を「石川県立能登高等学校」に改める。

第一条中「石川県立能都北辰高等学校及び」を削る。

第三条中「石川県立能都北辰高等学校」を「石川県立能登高等学校」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

石川県立能都北辰高等学校練習船運用規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 年 月 日

石川県教育委員会

石川県教育委員会規則第 号

○石川県教育委員会文書管理規程（平成14年4月1日 教育委員会訓令第4号） 新旧対照表

改 正 案				現 行			
別表第3（第58条関係） 文 書 番 号 の 記 号				別表第3（第58条関係） 文 書 番 号 の 記 号			
学 校 名	記 号	学 校 名	記 号	学 校 名	記 号	学 校 名	記 号
金沢錦丘中学校	金錦中	羽咋工業高等学校	羽工高	金沢錦丘中学校	金錦中	羽咋工業高等学校	羽工高
大聖寺実業高等学校	大実高	宝達高等学校	宝高	大聖寺実業高等学校	大実高	宝達高等学校	宝高
大聖寺高等学校	大高	志賀高等学校	志高	大聖寺高等学校	大高	志賀高等学校	志高
加賀高等学校	加高			加賀高等学校	加高	高浜高等学校	高高
加賀聖城高等学校	加聖高	七尾東雲高等学校	七東高	加賀聖城高等学校	加聖高	七尾東雲高等学校	七東高
小松商業高等学校	小商高	七尾高等学校	七高	小松商業高等学校	小商高	七尾高等学校	七高
小松工業高等学校	小工高	七尾城北高等学校	七城高	小松工業高等学校	小工高	七尾城北高等学校	七城高
小松高等学校	小高	鹿西高等学校	鹿高	小松高等学校	小高	鹿西高等学校	鹿高
小松北高等学校	小北高	田鶴浜高等学校	田鶴高	小松北高等学校	小北高	田鶴浜高等学校	田鶴高
小松明峰高等学校	小明高			小松明峰高等学校	小明高	富来高等学校	富高
寺井高等学校	寺高	穴水高等学校	穴高	寺井高等学校	寺高	穴水高等学校	穴高
鶴来高等学校	鶴高	門前高等学校	門高	鶴来高等学校	鶴高	門前高等学校	門高
野々市明倫高等学校	野明高	能登高等学校	能高	野々市明倫高等学校	野明高	能登高等学校	能高
松任高等学校	松高			松任高等学校	松高	能都北辰高等学校	能北高
翠星高等学校	翠高			翠星高等学校	翠高	能登青翔高等学校	能青高
金沢錦丘高等学校	金錦高	輪島高等学校	輪高	金沢錦丘高等学校	金錦高	輪島高等学校	輪高
金沢泉丘高等学校	金泉高	飯田高等学校	飯高	金沢泉丘高等学校	金泉高	飯田高等学校	飯高
金沢二水高等学校	金二高	盲学校	盲学	金沢二水高等学校	金二高	盲学校	盲学
金沢中央高等学校	金中高	ろう学校	ろう学	金沢中央高等学校	金中高	ろう学校	ろう学
金沢伏見高等学校	金伏高	明和特別支援学校	明特学	金沢伏見高等学校	金伏高	明和特別支援学校	明特学
金沢辰巳丘高等学校	金辰高	いしかわ特別支援学校	い特学	金沢辰巳丘高等学校	金辰高	いしかわ特別支援学校	い特学
金沢商業高等学校	金商高	小松瀬領特別支援学校	小瀬特学	金沢商業高等学校	金商高	小松瀬領特別支援学校	小瀬特学
工業高等学校	工高	錦城特別支援学校	錦特学	工業高等学校	工高	錦城特別支援学校	錦特学
金沢桜丘高等学校	金桜高	小松特別支援学校	小特学	金沢桜丘高等学校	金桜高	小松特別支援学校	小特学
金沢西高等学校	金西高	七尾特別支援学校	七特学	金沢西高等学校	金西高	七尾特別支援学校	七特学
金沢北陵高等学校	金北高	医王特別支援学校	医特学	金沢北陵高等学校	金北高	医王特別支援学校	医特学
金沢向陽高等学校	金向高			金沢向陽高等学校	金向高		
内灘高等学校	内高			内灘高等学校	内高		
津幡高等学校	津高			津幡高等学校	津高		
羽咋高等学校	羽高			羽咋高等学校	羽高		
羽松高等学校	羽松高			羽松高等学校	羽松高		

石川県教育委員会文書管理規程（平成14年石川県教育委員会訓令第4号）の一部を次のように改正する。

平成 年 月 日

石川県教育委員会

別表第3中「

志賀高等学校	志 高
高浜高等学校	高 高

」を「

志賀高等学校	志 高
--------	-----

」に、

「

田鶴浜高等学校	田鶴高
富来高等学校	富 高

」を「

田鶴浜高等学校	田鶴高
---------	-----

」に、

「

能登高等学校	能 高
能都北辰高等学校	能北高
能登青翔高等学校	能青高

」を「

能登高等学校	能 高
--------	-----

」に改める。

附 則

この訓令は、平成23年4月1日から施行する。

石川県教育委員会告示第 号

石川県教育委員会事務局等組織規則（昭和40年石川県教育委員会規則第5号）第15条第1項の規定により設置した学校教育活性化推進室は、平成23年3月31日限り廃止した。

平成 年 月 日

石川県教育委員会

石川県教育委員会告示第 号

石川県教育委員会事務局等組織規則(昭和40年石川県教育委員会規則第5号)第15条第1項の規定により、スポーツ健康課に所属する職員を第50回全国高等学校総合体育大会開催に関する事務処理のため駐在させる地を平成23年4月1日次のとおり指定した。

平成 年 月 日

石川県教育委員会

小松市希望丘
金沢市大樋町
七尾市西藤橋町
珠洲市宝立町

(注) 小松市希望丘	小松商業高等学校
金沢市大樋町	金沢桜丘高等学校
七尾市西藤橋町	七尾高等学校
珠洲市宝立町	飯田高等学校(宝立校舎)